

亀山市告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和元年7月26日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21787
- 3 路線名 南鹿島2号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
南鹿島町76番4地 先から南鹿島町82 番1地先まで	旧	3.20	最小	5.77
			最大	11.70
	新	3.20	最小	11.70
			最大	13.85

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21789
- 3 路線名 南鹿島線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
南鹿島町69番5地 先から南鹿島町270 番2地先まで	旧	77.21	最小	3.52
			最大	14.14
	新	98.70	最小	7.17
			最大	17.25